

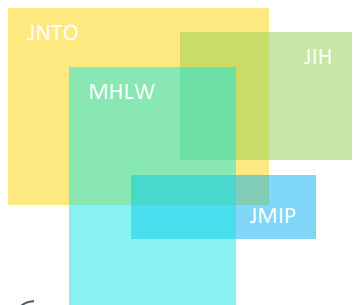
外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
(医療機関リスト)の主なポイント

- 1 都道府県による外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出
- 2 リストの一元化
- 3 都道府県による医療機関リストの更新 (各医療機関の適格性の確認)

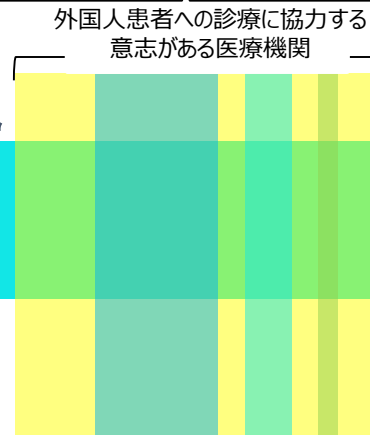
同一のリストを掲載※観光庁では日本政府観光局 (J N T O) のHPにて多言語で公開



1 都道府県による外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出

地域の医療体制を考慮した上で、都道府県によって選出された医療機関の選出
 カテゴリー 1 : 入院を要する救急患者に対応可能
 カテゴリー 2 : 外国人患者を受入可能な医療機関

2 リストの一元化



3 都道府県による医療機関リストの更新

外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、実際にアクセス可能かどうかなど、適格性について検討し、不適格な医療機関は削除

脚注：
 1) 医療機関リストに掲載されていない医療機関における外国人患者の診療を妨げるもの・抑制するものではない。
 2) 医療機関リストに掲載されている医療機関は、外国から診療目的で来日する外国人患者を受け入れる医療機関のリストではない。

<今後の政府HPにおける公開スケジュール>

2019年



※9月末提出の都道府県については特に申し出のない限りJNTO掲載医療機関を継続公開